

(様式第4号)

参加資格要件に係る申立書

令和 年 月 日

美祢市長 様

住 所
氏 名

チャレンジショップ運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領に示される下記の参加資格要件を全て満たす者であることを申し立てます。

記

(1) 創業(※1)を希望する者又は新規創業者(※2)であること。

※1 令和8年1月1日現在(以下「基準日」という。)において、事業を營んでいない個人が新たに事業を開始すること若しくは基準日において、事業を營んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立した会社が事業を開始すること又は飲食サービス業以外の事業を營んでいる者が新たに飲食サービス業を開始することをいう。

※2 基準日において、創業開始から6か月を経過していない個人又は法人であって、市内にて新たに事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと又は各手続において開始の決定を受けていないこと。

(5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する者又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金等を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者でないこと。

(7) 食品衛生法を遵守していること。

(8) 個人については、美祢市内に在住していること又はチャレンジショップ出店までに本市に住民票の異動が可能であること。また、法人については、美祢市内に本社があること又はチャレンジショップ出店までに本市に本社機能の移転が可能であること。

(9) 美祢市内で創業及び出店する意思を有していること。